

河村歯科医院よりお知らせ

当院では歯科医療をスムーズに行う為、歯科外来診療を安全に行う為の対策と感染を未然に防ぐ為の対策を実施しています。

1. 厚生労働省関東信越厚生局には歯科外来診療医療安全対策加算 1 と歯科外来診療感染対策加算 1 の届出をしています。
2. 職員は院内感染防止対策の研修を受講しています。
3. 歯科医師は医療安全の研修、院内感染防止対策の研修を受講しています。
4. 医療安全管理者、院内感染管理者を配置しています。
5. 滅菌体制はオートクレーブ 2 台を使用し、歯科用切削器具は個々の患者様に使用后、消毒滅菌をして使用しています。
6. 感染予防と歯科診療の安全を図るため、AED、パルスオキシメーター、酸素吸入器、血圧計、救急蘇生セットを設備しています。
7. 口腔外フレクシークリーンを各ユニットに 4 台配備し、エアロゾル感染の予防を行っています。
8. 空気清浄機は診療室、待合室、スタッフルーム、院長室、技工室、会議室に合計 10 台設置し、換気を優先させるための対策（空気循環）換気扇の常時の可動、窓の開閉を行っています。

2024 年 5 月

河村歯科医院

院長 河村康二

スタッフ一同

